

## 平成30年度第3回登別市教育委員会会議録

日 時 平成30年6月28日（木）午後4時30分

場 所 登別市民会館 小会議室

## 第3回 教育委員会議事日程

1 日 時 平成30年6月28日(木) 午後4時30分

2 場 所 登別市民会館 小会議室

3 議 案

報告第3号 平成30年度教科用図書第10採択地区調査委員の委嘱に係る臨時代理について

報告第4号 市議会定例会提出議案に関する意見に係る臨時代理について

報告第5号 平成30年第2回登別市議会定例会一般質問について

議案第5号 平成29年度教育行政事務の管理執行状況の点検・評価に係る学識経験者の活用及び選任について

4 情報提供

1. 携帯電話やスマートフォン等についてのアンケート結果について
2. 公立高等学校配置計画案(平成31年度～33年度)について
3. 夏季休業期間における休校日の設定について
4. 平成30年度登別市デンマーク友好都市中学生派遣交流事業について
5. ALT新規招致者について
6. 第68回社会を明るくする運動メッセージ伝達式の参加について
7. 教育委員会広報「教育のぼりべつ」の発行について

5 出席者

(教育委員会4名)

教育長 武田 博  
委員 垣内 登紀子  
委員 赤井 秀輝  
委員 堅田 裕

(事務局9名)

教育部長	佐藤 史彦	教育部参与	野崎 均
教育部次長	橋場 太	総務部グループ建築主幹	出口 利美
学校教育グループ	総括主幹	館下 貴子	学務主幹 小野島 晶
社会教育グループ	総括主幹	安部 直也	
学校給食センター長		吉田富士夫	
図書館長		綿貫 亨	

○**武田教育長** それでは、本日の委員会は4名が出席されておりますので、有効に成立していることをご報告します。これより平成30年度第3回教育委員会を開催します。本日の議事は、報告3件、議案1件になります。それでは、早速議事に入ります。報告第3号「平成30年度教科用図書第10採択地区調査委員の委嘱に係る臨時代理について」を議題といたします。本件は採択事務終了後において教科用図書第10採択地区調査委員会協議会から公表されることとなっているため、調査員の氏名等調査委員会に関する事項は公表しないようにとの通知がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きにより公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**武田教育長** 報告第3については公開しないことといたします。それでは事務局から説明をお願いします。

(非公開)

○**武田教育長** それでは公開で議事を進めたいと思います。次に報告第4号「市議会定例会提出議案に係る意見に係る臨時代理について」事務局から説明をお願いします。

○**橋場教育部次長** 議案書4ページをご覧ください。報告第4号は、平成30年第2回市議会定例会の提出議案であります平成30年度一般会計補正予算(第3号)について、登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき臨時代理を行いましたので、その内容を報告し承認を求めます。別冊の平成30年度登別市一般会計補正予算書及び予算説明書(一般会計第3号)という資料の2ページをご覧ください。歳出ですが小学校費の備品購入費は50型の液晶テレビとテレビスタンド、各2台の購入費で、一般事務費はリサイクル料になります。3ページは中学校費ですが、同様の内容となっています。これらの経緯ですが、遠田建設から100万円の寄附がありまして、各学校から特に要望が多かった大型テレビを教育委員会で採用したものであります。差額の約40万円については保健福祉部で予算計上しています。これらの予算について、臨時代理を行いましたので、その内容を報告し承認を求めます。以上です。

○**武田教育長** ただ今報告第4号について、説明がありました。ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○武田教育長　それでは、報告第4号については、承認することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○武田教育長　それでは、報告第4号については承認します。次に報告第5号「平成30年第2回登別市議会定例会一般質問について」事務局から説明をお願いします。

○橋場次長　議案書7ページになります。教育関係では3人の議員から質問がありましたので、その概要を説明させていただきます。はじめに千田議員ですが、小・中学校トイレの洋式化と温水洗浄便座の進捗の質問です。洋式化は、小学校は全校、中学校は3校が終わっております。残っている幌別中学校は32年度の耐震工事と合わせて、緑陽中学校は校舎改修事業の中で整備することとしています。それから温水洗浄便座は、車いす対応トイレにつけることとしています。今現在付いていない学校は、必要な状況が出てきたときに整備すると答弁しております。

次に米田議員ですが、アイヌ文化の政策と通学路の安全性の質問です。アイヌ文化については今年度から窓口を教育委員会に一本化しましたので、今後は関係団体と連携を蜜にしながら、取組むこととしました。

通学路については、児童生徒の安全を確保するため、ハードで整備できないものについては、附属施設の設置や運営協議会で検討していくことを答弁しております。

次に村井議員ですが、学校での熱中症対策と児童生徒の急病時の対策の質問です。熱中症はほとんどが体育、スポーツ活動によるものでありますので、こまめな水分や塩分の補給、又熱中症にならないための環境に配慮した運動などにより防止できるとされています。そのため児童生徒の予防する能力の育成や教職員が正しい知識を身に付けるよう啓発していると答弁しております。また、急病時の対策は、心肺蘇生法を身に付けることが中学校学習指導要領に盛り込まれておりますので、消防によるAEDを含めた講習会を取り入れています。教職員に対してもAED講習やエピペンの使用方法の講習会を行っていることを答弁しております。

それから関連質問ということで、渡辺議員から生活保護基準の見直しによる他制度への影響ということで、この10月1日から生活保護基準の見直しが行われますが、準要保護への影響については、これまでも国の通知により、できる限り

影響が出ないよう取り扱うこととしていますので、今回も国からの通知を受けた場合は、周辺市町の状況を見ながら適切に対応しますと答弁しております。以上です。

○**武田教育長** 　ただ今報告第5号について、説明がありました。ご質疑ございませんか。

○**武田教育長** 　通学路は、富岸の奥に縄文の里というところがあって、その道路が非常に狭く大型車両が通るということで、そこがメインになっています。

○**赤井委員** 　町内会でも話があります。そのことについては市に対しての要望事項として挙げています。すぐに云々というわけにはいかないけれど、狭いし要望ということで出しています。

○**武田教育長** 　そういうことも含めてその処理だとか、市民生活部の方から答えましたけども要望を受けてどう対応していくか。ですから道路整備だと都市整備部と調整されていて、市民要望、地区要望だと市民生活部というふうに分かれて整理されています。

○**赤井委員** 　段々とあそこに家が建ち始めてきました。それに伴って通学する子どもが出てきました。結構時間がかかります。そして更に高速道路のすぐ下のところに家が建ちました。その部分は第一段階として歩道のようなものをつけて欲しいと要望を出しました。その結果、白線を付けてくれました。その次にその先にある縄文の里だから、実態としては狭いです。そういう線が果たして付くのかどうか。難しいというか現場は大変そうです。

○**垣内委員** 　その道路の狭さというか、幅は基準に合致したものですか。その縄文の里というのは分譲地ですよね。そこを申請した時にはどうでしたか。

○**武田教育長** 　優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づいて、市が優良田園住宅建設の基本方針を策定し、住宅を建設しようとするものが建設計画を市町村に提出して認定を受けると住宅の建設が可能となります。もともと市街化調整区域です。けれどもその制度に基づいて指定をして家を建てられる仕組みにしましたが、それは周りの条件を変えるような認定の仕方ではないという条件です。そうではあるけれどたくさん人が住むようになると生活上の条件が出てきますから、子どもたちの通学もそうなんだけれども。原則はもう少し広めで敷地面積500平方メートルとかそのくらいの広さで何区画かを取って良好な生活を営むという制度になっています。

○**垣内委員** 　道幅はどのくらいなのでしょう。

- 橋場次長 大型トラックは通っています。
- 垣内委員 片面でですね
- 橋場次長 ぎりぎりですけどすれ違えると思います。
- 垣内委員 歩道を別に段差を付けてというところまでにはなりませんね。
- 橋場次長 道路整備をするという条件には初めからなっていないのです。自然の中ということなので整備はしませんよという条件で売っているのです、それが子どもが通るようになったので危ないからってと言い出しています。
- 垣内委員 でも住民もいま置かれている自分たちの立場が変わるとそういうような要望も出てくるのも当然かもしれませんね。
- 武田教育長 堅田委員何かありますか。
- 堅田委員 急病時の対応でAEDはパットを張ってあとは機械が判断してくれますが、エピペンはアレルギーなのか違う症状なのかというのはかなりトレーニングしないと非常に難しいなというのは自分に感じているので、養護教諭の先生を中心にいろんな事例を見ながら考えていただければいいかなと思います。
- 武田教育長 もともと家庭から管理表のようなものを提出していただいて、それに基づいて主治医の先生がおられますので、主治医の先生と連携を取りながら、急な場合は家族以外に学校の先生もできるというようなことですので、そういう研修をやりながら突発ではなく、そういう中で対応をしているということなのです。
- 堅田委員 本人が持っているのですか。
- 武田教育長 そうです。報告では小学校にまだおられますが、活用したとは聞いていませんね。でもいるというのは聞いてました。
- 垣内委員 アレルギーを持っている方は、年々増えていますし、北海道の方がほかの地域に比べて多いとも聞いています。北海道は自然も水もとってもきれいというイメージがありますが、アレルギー症状の人口はほかのところよりも増えていると聞いています。
- 武田教育長 よく白樺だとか。
- 垣内委員 ええ。花粉症もすべてアレルギーの中に入りますからね。
- 武田教育長 あと何かありませんか。それでは報告第5号については終了したいと思います。次に議案第5号「平成29年度教育行政事務の管理執行状況の点検評価に係る学識経験者の活用及び選任について」事務局から説明をお願いします。
- 野崎参与 はい。議案第5号は平成29年度教育行政事務の管理執行状況の点検評価に係る学識経験者の活用及び選任についてでございます。議案書の11ページ

ジをお開きください。平成29年度の教育行政事務の管理執行状況の点検評価である平成29年度教育委員会点検評価報告書の作成にあたり学識経験者の活用及び選任について審議をお願いします。この点検評価は平成21年度から本市においても作成をはじめ本年度で9年目を迎えておりますが、予算にかかわる事務事業評価とともに教育委員の活動状況及び教育行政執行方針の推進状況を教育委員会が自らの視点で点検評価する報告書となっております。点検評価を行うにあたりましては教育に関する学識経験を有する方の知見を活用することとなっております。本年度の学識経験者であります、昨年から3名体制で進めておりまして、昨年もお願いをしておりました元日本工学院北海道専門学校参与の石井憲一氏、前登別市郷土資料館館長の吉野幸広氏に加えまして、今年度から登別市退職校長会会長になりました永井延和氏をお願いをしたいと考えております。石井先生は点検評価報告書の初めのころから関わっていただいております。報告書のあり方、点検方法、記述の方法など点検評価そのものに対してご助言をいただいているところでございます。永井先生は福川先生に続きまして学校教育の専門家として評価をいただきたいと考えております。また、吉野先生は昨年度から学校教育のみならず社会教育の視点からも評価をいただいているところでございます。以上3名の方を学識経験者として承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○武田教育長 ただいま議案第5号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○武田教育長 それでは議案第5号については承認することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○武田教育長 それでは議案第5号については承認いたします。以上で本日の議事はすべて終了いたしました。そのほか事務局から情報提供がありましたらお願いします。

○野崎参与 はい。2点情報提供をさせていただきます。資料の1ページをご覧頂きたいと思っております。携帯電話やスマートフォン等についてのアンケート結果でございます。このアンケートは今年の5月に小学校4年生以上中学校3年生までの2,157人を対象に行った結果でございます。以下の資料は、調査対象人数を100としたものでございます。例えば、最初の表は専用機器、ゲーム機とかも含めた通信機器を持っている数字ですけれども、中学2年生では89.5%、持

っていない子も10.5%いるのですが、その子どもたちも以下の質問の中では答えている数字になっていますので、例えばクラスの中で持っている子も持っていない子も含めた数というふうに押さえていただければと思います。少し数字ごとに確認したいと思います。例えば2つめのグラフはスマホを持っているその集団の経緯でございます。このアンケートは同じ項目で27年から続けているものです。その集団がどういうふうに変化しているかというところが分かるように2つめは作っています。例えばですけども、2番目のグラフの真ん中、小学校5年生の平成28年10月のころは17.5%だった子どもたちが、いま中学校1年生になって47.8%がスマホを持っているというふうに読み取れます。ここからも分かるとおり前からもこういう話はさせていただいておりますが、中学校になるときに20台だったパーセントが40台になって、そして隣を見ると中学校2年生では65%位の数字にスマホの所持率がなっています。同じ時期の子どもたちが、3年間どういうふうに変動していったかというのを3つめのグラフで、これはそれぞれ違う集団で、小学校4年生のときにはどんな状態だったかというのを3年間追っているというものです。なんとなく感覚的に年を追う毎にスマホ普及率は広がっているのかと思うのですが、案外そうでもないということがグラフからは読み取れると思います。3年前も大体これくらいだったものが横ばいで、例えば中学校3年生でしたら3年間でそんなに大きく変動はない。ただその学年によっては少しデコボカがあったりします。あとゲーム・音楽プレーヤーを持っているというあたりは、小学生が多いかなという感じです。このグラフの中にはないのですが、例えばスマホの場合は男子よりも女子の方が多く持っていたり、或いはゲームの方は男子の方が多かったです。ですから指導をしていく上ではそのあたりをきちんと捉えて指導していかないといけないのかなというところも分析としては揚げさせていただいております。次捲っていただいて、使用時間とか使用時刻の関係でございます。1日に2時間から3時間使っている子どもたち、この表の中では斜めの線のところです。それプラス3時間以上使っている子どもたちの推移というところを見ていくと年代が上がっていくというところは否めないのかなというところでございますけども、中学校3年生においては40%弱の子どもたちが1日に2時間以上使用しているというのが分かると思います。また、どのくらいの時刻に使用しているかというところを見ると10時から11時までという子ども、斜めの線のところです。そして11時から12時までが点々のところ、12時以降という子どもが細かい点々のグラフとなってい



ます。ですから例えば、右端の中学校3年生で見ますと、20%の子どもたちが12時以降も使用していると読み取ることができると思います。11時以降となると35%になってきます。このあたりはいつも同じような報告をしているのですが、やはり今いったように個別指導というところ、それと家庭への働きかけというところを強めていかないとなかなか現状は変えていけないのかなということでございます。次のページはもう少し細かく動きとかを追っているもので、小学校4年、5年、6年というところと中1、中2、中3がどれくらいの時間帯というところ、棒グラフで3年間の中で比較しているものがございます。細かくは申しませんが一番下の中3というところを見ていただければ12時までに行っている子が14.5%、3年前の中学校3年生は21.5%だったというところを見れば少しは改善はされつつあるのかなと。12時以降のものも28年の5月には25.3%だったものが、今は20.1%、それでも多いだろうというところは変わらないのですが、少しずつ指導していることが形になってきているのかなと思っています。次に、家庭のルールに関して、ルールがないと答えている子どもたちはこのような形になっています。これも集団で見たいと思います。あとフィルタリングを使用していない、或いは使用しているかどうか分からないというのを重ねたグラフにしているところがございます。このグラフを見ますとフィルタリングの普及のというのは難しいところがあるのだと分かります。最後のページですけれども及ぼす影響ということで、トラブルがありますと答えている子どもの割合でございます。これも集団がどう変化していくか。例えば、トラブルがありますよと答えている中学校1年生、2年生、昨年5月の時は中学校1年生9.3%が10月になった時には12.7%と増えているのですが、その集団で中学校2年生になった時には8.1%になっているというあたりも、指導の表れなのかなと思います。ただ8.1%ありますので、これも具体で解決をしていくというあたりは学校に働きかけているところがございます。最後勉強がおろそかになっている原因にスマホ関係になっているかと、或いは生活がおろそかになっている原因になっているかということ聞いたときに、時々思う、いつも思うという子どもたちが勉強の面では中学校2年生、3年生は6割を超えているという数字はいつもと変わらない傾向となっております。遅くまでやっていて眠たい。当然先ほどの数字から追っていけばそういうことは起こり得てくるのかなというところで、この数字もなかなか改善には向かわないのかなと、ただ昨年子どもたちにこの3つのルールを考えてもらったり、それぞれのP

TAの役員の方々にも考えてもらったりということを繰り返しているのですが、より一層子どもたちのものになっていくためには、やはり子どもたちが考えて児童会や生徒会で取り組んでいくとか、そのタイミングに合わせて親御さんたちにも理解してもらって働きかけてもらうとか、或いは今、校長会、市P連、教育委員会で話し合っているところでは、例えば市民の方々にもこういうような取り組みをしているということを知ってもらって、秋あたりには大人もこういうことを認識して大人から直していこうと、そういうこともしていかなければいけないというところを協議しているところです。そのような形で進んでいるということで紹介させていただきました。

続いて、公立高等学校配置計画案について、6ページをご覧いただきたいと思います。前回も青嶺高校のことを話させていただいて、新聞の発表もあり、この案が6月に示されましたが、6ページは4月20日の案の段階でないときの検討協議会で示されたものでございます。その平成33年の表の中の下の方に平成33年度の見通しというところに、2～3学級の調整と書かれていますけれども、7ページ、8ページが今回6月に示された案で、9ページには先ほどと似たような表の平成33年のところ、登別青嶺高校の欄のところ、普通科▲1という表記があるように案が出されました。同じく伊達緑丘にも同じ表記があります。このあと7月19日に第2回目の地区別検討協議会が開かれ、この案についての説明がありまして、地域の意見をまとめて道教委が案を計画として出すのが、例年でしたら9月という形になっています。1つだけ4月20日から6月5日の表記が変わったところが平成34年から37年度までの見通しというところで、4月20日の時には「室蘭市及び登別市において」という表記が、6月5日の案の方では登別市という表記が消えて「室蘭市において」という表記に変わりましたので、この案では34年度から37年度では登別市は調整の対象から外れているということでございます。以上でございます。

**○館下学校教育グループ総括主幹** はい。私からは資料10ページから13ページについてご説明させていただきます。まず10ページの夏季休業期間における休校日の設定についてですが、教員の長時間労働の改善、及び休暇取得の促進の観点から平成30年度以降の夏季休業期間に休校日を設けることを推奨するため、平成29年10月17日付けで夏季休業期間における休校日設定の基本方針を作成し、各小中学校へ通知したものです。この基本方針では、休校日の設定期間を原則8月10日から8月15日までの6日間のうち6連休を限度として学校

で設定し教育長が承認するものとしております。現在各学校において、休校日を設定したうえで報告をいただいているところです。市教委といたしましては、初めての休校日の設定でございますので、夏季休業期間終了後に検証して次年度以降につなげていきたいと考えております。

続きまして、11ページになります。平成30年度登別市デンマーク友好都市中学生派遣交流事業についてでございますけども8月9日から8月18日までの9泊10日で、募集枠につきましては市立中学校8名のところ応募が5人、明日中等教育学校は募集枠1人のところ応募9人となりまして、結果市立中学校5人、明日中等教育学校1人の計6人で決定いたしました。引率の団長は市観光経済部商工労政グループの大澤総括主幹が務め、通訳を兼ねた引率といたしましては西陵中学校の英語教諭、採用4年目の斉藤先生に承諾をいただきました。参考として、予定行程表を添付いたしましたのでご参照ください。

最後に13ページになりますけども、平成30年度新規来登外国語指導助手でございます。ALTの任期は1年契約の上限3年と取り決めておりますが、今回4人のうちコーディネーターとレベカの2人が3年の任期を終了し帰国されます。その後任が決定いたしましたのでご紹介いたします。まず、テネス・ザッカリー・ウィリアムさん、23歳のアメリカ人男性とカーウィルソン・カイヤ・ジャスティン・エヴァンズさん、こちらも23歳のカナダ人女性です。ザッカリーさんは全くの初来日ということですが日本語能力は中から上級レベルで、カイヤさんは日本語能力は初級から中級レベルということなのですが、旅行等で訪日経験があるそうです。どちらも8月に来日されますので、定例会議で改めてご紹介したいと考えております。以上でございます。

**○橋場教育部次長** はい。社名運動、資料は1番後ろになります。社名運動の伝達ですが、平成30年7月3日（火）13時30分、幌別中学校の体育館で行われます。教育委員の方にも案内してくださいという連絡がありましたので、出席できる委員さんがおりましたらよろしく願いいたします。それと教育広報になります。別添でお配りしています。今回からA4の6ページだったものが4ページになっています。その分発行が年3回のところを4回で出したいと思っておりますので、どうぞご覧になっていただければと思います。以上です。

**○武田教育長** すべての情報提供が終わりましたので、ご質疑等ございましたらどうぞ。

**○垣内委員** 携帯電話やスマホについて、いろいろとアンケートを取ってこられたり教育委員会としていろいろ施策を練ってられるんだな、実行しているんだなということを今ご説明いただいて感じ取ったところですけども、それに加えて外部からもいろいろと外部講師を入れている学校も多いように伺っております。情報提供になるのですが、北海道消費者協会の相談の方で、学校訪問講座とか、それから2年ほど前にもPTAか何かホテル平安で講演か何かしていただいた方ですが、その方と昨日話をしていましたら、これに関わる何か資格を取られたそうです。やはりこういうものを長時間使用していると脳を破壊されるということが今いわれていると思うのですが、そういう観点からもアプローチするお話をどこかでさせていただきたいという、登別でいかがでしょうかということだったのですが、そういうことも授業の中に取り入れていただければというふうに思います。そこまで踏み込んだお話というのはなかなか皆さんの中で共有できていないのではないかと思いますので、それが保護者対象なのか、子どもさんが対象なのか、教職員とか教育委員会、保護者すべての中でのいいのかというのは検討しなければいけないんですけど、もし授業の中でそういうことを取り組んでいただければつなぐことは可能ですので考えていただければありがたいなと思います。

**○野崎参与** 先ほど3者で話しているという中で、前回のアンケートの結果から話し合っていたんですけども、その時にはいま委員おっしゃられた悪い影響というか危険性というかそういう部分にももっと力を入れて伝えるべきなんじゃないかということで、今年は各学校の啓発の中にこういうルールがあるから守りましょうとか、周りに迷惑をかけないようにしましょうとか、そういうようなアプローチも今おっしゃられた弊害の部分、危険な部分というのを全面に出していきながら、みんなでそこは共通の認識で発信していきましょうということも具体的に話し合っていたんです。そのトーンというか、内容というか、その部分はある程度共通の話を聞いて足並みをそろえてというところも必要だと思いますので、委員おっしゃられたところも参考にして、校長会等でも紹介しながら、まずは私たちもどんな話なのかというところを認識したり、どういうことを共通でやっていけばいいのかということも考えていくうえで検討させていただければと思います。

**○垣内委員** マナーだとか、ルールだとかというのは分かるのですが、なかなかそこというのは難しいのかなと、自分にとってそういうマイナスのことが起きる可能性があるんだという方が危機感につながっていくと。

- 野崎参与　だからルールがあるんだよねというところにも持っていきます。その必然性というか。そこのところをもう少しお話を聞かせてもらっていろんな形で検討させていただければ。
- 垣内委員　ただ北海道ではその資格を取られている方がまだ数人という形らしくて、彼女の話によるとなのですけども。そういうことでお話をさせていただける場面を。
- 野崎参与　まず私お話を聞かせていただきます。
- 堅田委員　いまの件ですが、新聞でご覧になったと思うのですが、ゲーム障害という病名がWHOでも疾病分類に入りましたというので、そういうアプローチも今後必要になってくるのかなと思います。神戸大学かどこかでその専門外来が立ち上がったという話も聞いたので、非常にこれから問題になってくるのではなかろうかと。実際子どもの同級生でも布団をかぶって夜中の3時4時までチューブを見ているとか、夏休みになると昼夜逆転みたいな感じまでの話も聞くので、そういうところから依存症みたいなところまで行くと困ると思いますので。
- 野崎参与　実際にですね。先ほどの資料の何時までやっているというところ。前もお話ししたと思いますが、小学校4年生でこうなんですから、この子たちがそのままスライドしていくと考えていいと思います。例えば、去年の小学校4年生の数字よりは今年の4年生の数字は少しいかなというところは分かると思います。去年4年生だった集団が、今5年生になっている数字を見ても、12時以降やっている子どもたちは横にずれていって少しずつ増えていってます。このあたりの指導ができなければ中学校3年生になったこの21.1%を変えていこうといっても無理というところは、何年か同じ調査をしていると呼びかけていきやすいというか、だから小学校4年生だったり、ひよっとすれば3年生や2年生の段階の時にもう少しきちんといろいろなところから指導があれば、この数字は変わっていくのかなと、やっぱり早い段階でやっていきたいなというところで、今の堅田委員のお話も全くそうだなと。そういうアプローチの仕方をしていかないと本当にゲーム障害ということにつながりかねない。ひよっとしたら何人かはそういうところに入っていているのかもしれない。それをルール作りましょう。みんなで話しましょうでは、そういう名前がつくくらいですから解決はできないんですよね。そんな意識も大事にしながら。その結果でまた3者で話し合う機会を来週、再来週あたり、夏休み前に持ちますので、今のご意見その中で出させていただきます。

○武田教育長　そのほかよろしいですか。よろしければ情報提供の質疑は終わらせていただきたいと思います。最後に7月の教育委員会の開催日を予定したいと思います。次回開催日について事務局の方で案があればお願いします。

○橋場次長　7月の教育委員会につきましては、最終週の木曜日ですと26日になりますけどもいかがでしょうか。

○武田教育長　7月26日の案が出されました。よろしいですか。  
（「はい」の声あり）

○武田教育長　それでは次回は7月26日（木）で定例委員会を開催するということに決めたいと思います。16時30分市民会館小会議室で開催いたします。詳細につきましては後日事務局からお知らせしますのでよろしく願いいたします。以上で本日の会議を終了したいと思います。お疲れさまでした。